

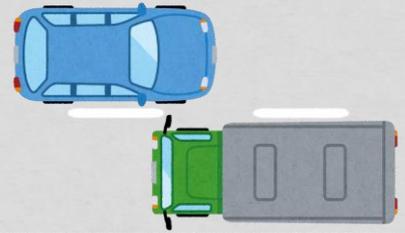
# 本荘こくどう通信

★発行

国土交通省東北地方整備局  
秋田河川国道事務所  
本荘国道維持出張所

平成30年10月12日発行  
【第51号】

## ルールを守って、 道路を守ろう



## 特殊車両の指導取締りを実施しました

10月3日(水) 本荘国道維持出張所管内の国道7号某所において、特殊車両(一定の大きさや重さを超える車)の通行に関する指導取締りを実施しました。

特殊車両の通行には、道路管理者の通行許可が必要です。また、通行許可を得ている特殊車両は、許可内容を遵守して通行する必要があります。指導取締りでは、対象車両の許可証の確認や、大きさ・重さの計測などを行いました。



許可証等の確認中



高さの計測中



重量の計測中

右表の限度※をひとつでも超える車両は、「特殊車両通行許可」が必要です。  
(※道路の構造による限度)



長さ	走行(連結・積載)状態で12m ※トレーラー等の連結車両はほとんどがこの値を超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t

## 道路の保全・事故防止のために

今回の取締りによる違反車両は0台でした。特殊車両がルールを守らず通行すると、道路の劣化や事故の原因となります。道路の保全と事故等による危険防止のため、本荘国道維持出張所では、こうした指導取締りをこれからも継続していきます。

オンライン申請  
もできます

特殊車両通行  
許可システム

※経路に国が管理する道路が含まれる場合

◇お問い合わせ先◇

本荘国道維持出張所「本荘こくどう通信」担当 まで

〒015-0013 由利本荘市石脇字田尻野18 電話:0184-22-8558 FAX:0184-23-6264

<http://www.thr.mlit.go.jp/akita/honjou/index.html>